

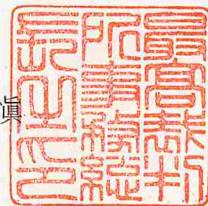
最高裁秘書第2186号

令和2年9月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

苦情の申出に係る諮問について（通知）

8月19日付けで高松高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

高松高裁長官において、新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして、管内の地裁所長及び家裁所長との間で適宜の方法により交換した意見の内容が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2254号

令和2年9月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

高松高裁において、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じて裁判事務をどのように行っていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年8月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（情）謝問第8号

(2) 謝問日

令和2年9月16日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2255号

令和2年9月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年9月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、高松高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

高松高裁において、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じて裁判事務をどのようにしていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、8月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 新型コロナウイルス感染症の当初の感染拡大期には、全国の裁判所でその業務継続の範囲等の検討が行われており、高松高等裁判所においても、本件開示申出にあるような作業が行われた。しかし、地域におけるその時々の状況に応じ、裁判官が中心となって裁判事務の遂行について検討した内容そのものについて、例えば職員等に周知するために逐一これを文書化するまでの必要性はな

く、必ずしも司法行政文書として残さなければならないものではなかつたことから、本件開示申出に係る文書は原判断庁において作成又は取得していない。

念のため、原判断庁において庁内を探索したが、該当文書は存在しなかつた。

(2) 苦情申出人は、7月15日付けの最高裁判所長官挨拶の内容からすれば、本件開示申出に係る文書は存在するといえる旨主張しているが、上記挨拶は同文書の存在について何ら言及しておらず、内容も同文書の存在を前提とするものとはいえないから、本件開示申出に係る文書の存在を裏付けるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。